

令和4年（2022年）10月7日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

令和5年度予算の編成について

令和5年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の経済状況は、コロナ禍からの経済活動の回復などによって、景気が緩やかに持ち直しており、先行きについても、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中で、景気の持ち直しが期待される一方、世界的な金融引締め等による海外景気の下振れリスクや、物価上昇等について十分注意する必要がある。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、ウクライナ情勢に伴う物価高騰に対する緊急対策を講ずることで、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援し、コロナ禍からの回復を確かなものとした上で、成長と分配の好循環を早期に実現するとしている。また、新型コロナウイルス感染症対策については、必要な財政支援等により医療提供体制の強化を進めるとともに、感染状況や変異株の発生動向に注意を払いつつ、段階的な見直しを行い、一日も早い社会経済活動の正常化を目指すとしている。

札幌市の財政状況については、扶助費や公債費の増加に加えて、公共施設等の更新需要やまちのリニューアルに伴う財政需要の大幅な増加が見込まれる。また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が段階的に進められている一方で、原油価格・物価高騰等による市民生活への影響が懸念されるなど、依然として先行きの不透明な状況が継続している。

2 予算編成の基本的な考え方

令和5年度予算は、令和5年4月に市議会議員及び市長の選挙が実施される予定で

あることから、例年実施している経常的な事務事業や、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」（以下「アクションプラン」という。）に基づき実施している政策的な事業のうち、市民生活に与える影響を考慮し、市政運営上切れ目なく実施する必要があるものを中心とした骨格予算として編成する。

また、札幌市においては、これまで「札幌市まちづくり戦略ビジョン」に基づき、戦略的なまちづくりを進めてきたところであるが、札幌市を取り巻く社会経済情勢や人口構造の変化に対応するため、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」（以下「第2次戦略ビジョン」という。）の策定を進めている。今後策定される第2次戦略ビジョン〈戦略編〉や次期中期実施計画を見据えて、第2次戦略ビジョン〈ビジョン編〉に掲げる「まちづくりの基本目標」の具体化に資する政策的な事業についても積極的に実施する。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策については、その影響が長期化していることを踏まえて、必要に応じて対応する。

さらには、経常的な事務事業を効率的・効果的に実施するための見直しや、次期中期実施計画の策定に向けた事業構築にあたり、これまでの取組の効果検証などを通じた事業の廃止や見直しを促進するため、各局のマネジメントによる事業の見直しを推進するための仕組みを構築する。

以上のことを踏まえて、令和5年度予算編成における基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 骨格予算編成・第2次戦略ビジョン等を見据えた対応

令和5年4月に予定されている市議会議員及び市長の選挙を見据えて、例年実施している事務事業や、「アクションプラン」に基づき実施している政策的な事業のうち、市民生活に与える影響を考慮し、市政運営上継続して実施する必要があるものを中心とした骨格予算として編成する。

また、今後策定される第2次戦略ビジョン〈戦略編〉や次期中期実施計画を見据えて、第2次戦略ビジョン〈ビジョン編〉に掲げる「まちづくりの基本目標」を具体化するための政策的な新規事業及びレベルアップ事業のうち、令和5年度当初から実施すべきものについて「戦略ビジョン推進枠」として予算計上する。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策については、感染状況を慎重に見極めつつ、必要に応じて予算計上する。

(2) 局マネジメントによる事業の見直しの推進

一般経費については、各局における経常的な事務事業の見直しを促進するため、令和4年度の局配分枠から原則として5%を減じた額を令和5年度の局配分枠とした上で、事業の見直し等の状況に応じた「見直し加算」を、局配分枠又は局要求枠に加算する。

政策経費については、令和4年度から引き続き継続的な事業の見直しや再構築を図り、併せて「戦略ビジョン推進枠」等の財源を確保する観点から、令和5年度の実施を想定している政策経費の一般財源から、原則として令和4年度政策経費予算の一般財源の10%を減じた額を令和5年度の局要求枠とした上で、事業の見直し等の状況に応じた「見直し加算」を、局配分枠又は局要求枠に加算する。

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、令和4年度の決算見込、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

ア 市税

市税収入は札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

イ 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設（新型コロナウイルス感染症による休館対応等による影響を除く）については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。このほか、市が保有する公有財産、物品、印刷

物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

ウ 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整を行ったうえ的確に見積もること。

また、補助事業に係る超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

エ 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

オ 寄附金

事業の実施に当たっては、クラウドファンディングを活用した手法を検討するなど、財源確保に努めること。

また、基金の果実を活用して実施している事業については、より多くの運用益を確保するために寄附金を募るなど、基金積立額の増加に努めること。

カ 市債

別添の「令和5年度予算見積書等作成要領」（以下「見積書等作成要領」という。）に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する要求枠を上限とし、さらに事業費の圧縮などによる発行抑制に努めること。

また、財源的に有利な公共施設等適正管理推進事業債の活用を積極的に検討すること（別紙「公共施設等適正管理推進事業債の活用について」を参照）。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議のうえ見積もること。

(2) 歳出について

令和5年度においては、各局による局マネジメント機能の更なる発揮を推進するため、引き続き、局要求枠及び局配分枠からなる局マネジメント枠を設定する。

各局においては、部局間の連携はもとより、市民、企業、NPO等との連携や自主的な活動の促進により課題に対応する「市民力」の結集や、複雑多様化する市民ニーズに的確に応える「市民感覚」を大切にした事業構築に取り組むとともに、限られた経営資源で最大の効果を挙げる為、選択と集中をより明確化したメリハリのついた要求を行うこと。

なお、令和5年度予算として要求した経費であっても、国の予算措置の状況等により、財政部の判断において、令和4年度補正予算に前倒しで計上する場合がありますので留意すること。また、各局においても、事業内容に大幅な変更が生じる可能性があるものについては、要求の進め方などについて、財政部とあらかじめ相談・協議すること。

ア 要求区分

予算要求の区分は「一般経費」、「政策経費」の2区分とし、一般経費において局配分枠、政策経費において局要求枠を設定のうえ、この2つを合わせて局マネジメント枠とする。

(ア) 局マネジメント枠対象経費

a 「政策経費」(局要求枠)

政策経費における各局の局要求枠は、次期中期実施計画での実施を想定している事業のうち令和5年度当初から実施すべきものとして認められた事業に充当すべき一般財源額及び市債額に、「見積書等作成要領」に基づき財政部において所要の調整を行い設定する。

b 「一般経費」(局配分枠)

一般経費における各局の局配分枠は、令和4年度一般経費局配分一般財源額に、「見積書等作成要領」に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する。

c 局マネジメント枠対象経費にかかる留意事項

令和4年度予算においては、各局のマネジメントにより、局要求枠と局配分枠を相互に調整することができることとしていたが、令和5年度予算にお

いては、局要求枠設定の前提となる事業費が概算の段階であることから、局要求枠と局配分枠の相互の調整は認めないこととする。

また、局マネジメント枠の年度間調整について、令和4年度に引き続き、一定の条件のもとで年度間調整を認める。

年度間調整を希望する場合は「見積書等作成要領」に基づき、別途財政部が指定する様式を提出すること。年度間調整の適否は提出様式をもとに財政部にて決定する。

各局においては、新規事業やレベルアップ事業については、予算編成の基本的考え方に沿って十分に検討すること。また、既存事業についても、下記の4つの見直しの観点からゼロベースでの見直しを行うこと。特に令和5年度予算編成においては、局マネジメントによる事業の見直しを推進するための仕組みを構築したことを踏まえて、これまでの取組の効果検証などを通じた事業の廃止や見直しを検討すること。

予算編成においては、これらの留意点を含む様々な観点から財政部において事業内容の確認を行うものとする。

● 既存事業に関する4つの見直し視点

視点1 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点2 担い手

民間事業者（行政事務センターの活用を含む）や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点3 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要はないか。

視点4 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

(イ) 局マネジメント枠対象外経費（積上げ経費）

「見積書等作成要領」に定める経費については、経費の積上げによる要求を認める。

なお、当該区分による要求を可とした事業であっても、国や道の予算措置の

状況により事業内容等の調整を行う場合があるので留意すること。

イ 要求にあたっての留意点

(ア) 新規事業については、その効果等について検証したうえで、終了する時期または存廃を判断する時期を設定するので留意すること。

(イ) 市有建築物の整備を検討する際には、「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」における総量抑制の考え方等を踏まえ、必要となる機能を精査のうえ、施設サービスの提供主体や施設整備以外の目的達成の手法について十分検討すること。

また、整備手法や建築単価等の精査による整備コスト縮減はもちろんのこと、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

なお、市有建築物の整備のうち新增改築、大規模改修、除却等は、予算要求を行う前に、周辺施設の状況を踏まえ、計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化や最適な施設配置について、公共施設マネジメント担当課の確認を得た上で要求すること。詳細については別途、令和4年8月25日付札財企第688号「公共施設等の新增改築、大規模改修、除却等に関する事前確認について（依頼）」により通知済み。

(ウ) 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体のあり方に関する基本方針」（平成28年3月策定）に基づく見直しを継続するとともに、出資団体の財務状況等を踏まえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

(エ) 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

4 その他

(1) 予算編成過程の効率化

令和5年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある

事業や少額の事業については、「見積書等作成要領」に基づき積極的に統合すること。

(2) 区との積極的な連携等

多様化する地域課題の解決に向けて、これまで以上に区と本庁が積極的に連携し、関連する各局において要求を行うとともに、区の予算要望システムの積極的な活用や、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の積極的な活用を図ること。

(3) 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

(4) 予算見積書の作成

令和5年度の予算見積書等は「見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等をより一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

(5) 予算編成日程

令和5年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

令和4年	10月12日（水）	見積書等提出期限
	11月中旬	予算要求公開
	12月下旬	市長査定
令和5年	1月下旬	予算案記者発表

公共施設等適正管理推進事業債の活用について

1 対象事業

「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（平成 29 年策定）」に基づいて行われる事業のうち、次に掲げるものは、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる。

対象事業	地方債充当率	元利償還に対する 交付税措置
ア 集約化・複合化事業	90%	50%
イ 長寿命化事業		およそ30% ※財政力指数に応じて決定
ウ 転用事業		
エ 立地適正化事業		
オ ユニバーサルデザイン化事業		
カ 脱炭素化事業		
キ 除却事業		なし

※ ア～オについては、事業開始までに個別計画の作成が必要

2 市債の活用

公共施設等適正管理推進事業債は、財源的に有利な市債であることから、積極的に活用するよう努めること。また、活用について疑義がある場合は、事前に企画調査課に相談すること。

なお、令和4年度より新たに脱炭素化事業が追加され、以下の事業が対象となっている（新築事業は対象外）。

- ・ 太陽光発電の導入
- ・ 建築物における ZEB の実現
- ・ 省エネルギー改修の実施
- ・ LED 照明の導入